

令和〇年度 大阪市設泉南メモリアルパーク指定管理業務年度協定書

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで締結した大阪市設泉南メモリアルパーク指定管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における大阪市設泉南メモリアルパークの指定管理運営（以下「当該業務」という。）、業務代行料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、大阪市設泉南メモリアルパークの指定管理者募集要項及び基本協定に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

3 基本協定第3条第7項に定める年度毎の目標は次の各号とする

(1) 霊園利用者の満足度 60%以上

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

(1) 金額（年額） 金〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(2) 支払時期 毎月払い（大阪市が令和〇年4月から令和〇年3月まで当該業務の履行確認後、指定管理者の請求から30日以内）

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

（業務代行料の前払い）

第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

（業務代行料の精算）

第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市の提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
- 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

(利益配分)

第6条 基本協定第36条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第36条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の5を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の5を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の50を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 2 基本協定第36条第2項に定める事項は次のとおりとする。
- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第36条第2項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の50を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の5を乗じた額を超えた部分に係る金額に

100分の50を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

(違約金)

第7条 指定管理者は、基本協定第37条第1項各号及び第38条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 基本協定第37条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第38条第2項

〇〇〇〇円

- (2) 基本協定第37条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

- 2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第8条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(大阪市) 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市長 横山 英幸

(指定管理者) 所在地
法人等名称
代表者氏名